



発行 新潟県
第 67 号
令和 7 年 8 月 26 日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 815 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
816 ふ化業者の登録（畜産課）
817 くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の一部改正（水産課）
818 保安林の指定予定（治山課）
819 道路の区域変更（道路管理課）
820 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
821 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）

公 告

大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

告 示

◎新潟県告示第815号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和7年8月26日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	15031	登録年月日	平成17年9月9日
登録検査機関の名称	株式会社吉兆楽		
代表者氏名	代表取締役 北本 健一郎		
主たる事務所の所在地	新潟県南魚沼市中203番地1		
登録の区分	品位等検査		
農産物の種類	国内産玄米		
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員		
	氏 名	農産物の種類	証明書番号
新潟県	若井 洋平	玄 米	K152023007
備 考	略称『(株)吉兆楽』 令和7年8月26日 農産物検査員1名の登録抹消。検査員合計1名。		

◎新潟県告示第816号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、ふ化業者を次のとおり登録した。

令和7年8月26日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	住所及び氏名又は名称	ふ化場の住所地及び名称
------	-------	---------	------------	-------------

新潟 7 第 1 号	令和 7 年 8 月 20 日	令和 10 年 8 月 19 日	新発田市五十公野 3969 番地 合資会社大沼種鶏場 代表社員 大沼 和雄	新発田市五十公野 3969 番地 合資会社大沼種鶏場
新潟 7 第 2 号	令和 7 年 8 月 20 日	令和 10 年 8 月 19 日	新発田市住吉町 2 丁目 6 番 23 号 有限会社岩村ポートリ ー 代表取締役 岩村 忠輔	村上市梨木字元山 487-1 有限会社岩村ポートリー荒川孵卵場 北海道夕張郡由仁町馬追 259 番地 1 有限会社岩村ポートリー北海道事業所

◎新潟県告示第 817 号

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量（令和 7 年 6 月新潟県告示第 630 号）の一部を令和 7 年 8 月 19 日に次のように変更したので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定により準用する同条第 4 項の規定により公表する。

令和 7 年 8 月 26 日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 後			改 正 前		
1	くろまぐろ（小型魚）		1	くろまぐろ（小型魚）	
	知 事 管 理 区 分	知事管理漁獲可能量		知 事 管 理 区 分	知事管理漁獲可能量
	新潟県くろまぐろ （小型魚）漁業	<u>125.457</u> トン		新潟県くろまぐろ （小型魚）漁業	<u>126.457</u> トン
2	くろまぐろ（大型魚）		2	くろまぐろ（大型魚）	
	知 事 管 理 区 分	知事管理漁獲可能量		知 事 管 理 区 分	知事管理漁獲可能量
	新潟県くろまぐろ （大型魚）漁業	<u>159.884</u> トン		新潟県くろまぐろ （大型魚）漁業	<u>158.284</u> トン
3～4 （略）			3～4 （略）		

◎新潟県告示第 818 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 7 年 8 月 26 日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県佐渡市中興字と子山乙 3534 の 5、乙 3534 の 166 から乙 3534 の 171 まで、乙 3534 の 194 から乙 3534 の 199 まで、乙 3534 の 201、乙 3534 の 202、乙 3534 の 215、乙 3534 の 218、乙 3534 の 224、字とね山乙 3534 の 200

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第819号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年8月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 馬下論瀬線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
五泉市論瀬字岡島3566番1から	新	6.6～16.0メートル	409.9メートル
同市論瀬字岡島2620番1まで	旧	5.3～10.2メートル	410.6メートル

◎新潟県告示第820号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年8月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 施行者の名称
佐渡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 佐渡都市計画下水道事業
(2) 名称 佐渡市公共下水道（国府川処理区）
- 3 事業施行期間
平成2年8月24日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分

平成2年新潟県告示第2323号、平成2年新潟県告示第2324号及び

平成31年新潟県告示第346号の事業地のうち、新穂皆川、目黒町字西沖、畑野字畑沖を削る

(2) 使用の部分

平成2年新潟県告示第2323号、平成2年新潟県告示第2324号及び

平成31年新潟県告示第346号の事業地のうち、八幡字辰巳の地内において事業地を変更、

金井新保字唐崎、字やたい、字川東、字東道崎、字西沖、千種字中、字境、中興字境、字城の前、字柳田、字西沖、泉字東沖、字桶切、字小又、字城の前、字中之又、字嶋の前、長木字笠井田、字前の田、字腰前、字田中田、字竹之花、字横戸、字長節、八幡字中江、字竹之花、字清水、字千本、字裕、字貝小路、字諏訪、字中川、字池田、字岩野、字新田、字野口、字浜、八幡町字東方、字西方、字出口、字野田、字鴨摺、字川端、八幡新町字石谷、河原田本町字川原、字本町、字下田崎、字御旅所、字砂、字芋、長石字千速町、字東通、字西通、字西畑、字風除、字高立、字浜端、真野新町字青塚、四日町字配当、字東方、字沖、字古川通、字千速町、字川端、字祇園野、畠田字沖、畑野字向河原、字安国寺、字畑沖、寺田字上り詰、字向河原、字安国寺、字寺田沖、畑野（甲）、目黒町字西沖、字中ノ谷地、字四反田、新穂皆川及び新穂舟下を削る

◎新潟県告示第821号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年8月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 施行者の名称
佐渡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 佐渡都市計画下水道事業
(2) 名称 佐渡市公共下水道 (両津処理区)
- 3 事業施行期間
平成 8 年 3 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
平成 8 年新潟県告示第 548 号、平成 14 年新潟県告示第 698 号、平成 19 年新潟県告示第 709 号、平成 23 年新潟県告示第 455 号、平成 29 年新潟県告示第 362 号及び令和 2 年新潟県告示第 647 号の事業地のうち、両津湊字川方において事業地を変更する。
(2) 使用の部分
変更なし

公 告

大規模小売店舗の変更について (公告)

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 6 条第 2 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から 4 月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和 7 年 8 月 26 日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 ダイレックス水原店
所在地 阿賀野市庄ヶ宮字沢田 684 番 外
設置者 日生不動産株式会社
- 2 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の収容台数
(変更前) 191 台
(変更後) 113 台
(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
・ 荷さばき施設 a
(変更前) 午前 6 時 00 分から午後 5 時 00 分
(変更後) 午前 0 時 00 分から午後 12 時 00 分
- 3 変更年月日
(1) 令和 8 年 4 月 19 日
(2) 令和 7 年 8 月 29 日
- 4 変更の理由
テナント入れ替えのため
- 5 届出年月日
令和 7 年 8 月 18 日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、阿賀野市産業建設部商工観光課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和 7 年 8 月 26 日から令和 7 年 12 月 26 日まで

- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、カーテン賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和7年8月26日

新潟県立十日町病院長 清崎 浩一

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

カーテン賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和7年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 一般財団法人医療関連サービス振興会から医療関連サービスマークの認定を受けた洗濯工場を有する者であること。

(6) 200床以上の病床数を有する病院において、当該業務を平成29年1月1日以降、12ヶ月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0065

新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線114

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付するほか、新潟県ホームページで公開する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和7年10月3日（金）午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和7年10月6日（月）午後3時00分

新潟県立十日町病院 1 階 講堂 A

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額を契約月数で除して得た金額に 12 を乗じて得た金額の 100 分の 5 に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和 60 年新潟県病院局管理規程第 5 号。以下「規程」という。）第 196 条第 3 項第 1 号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額を契約月数で除して得た金額に 12 を乗じて得た金額の 100 分の 10 に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第 186 条第 3 項第 1 号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記 3 (3) により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第 197 条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Curtain lease [1]set

(2) Deadline for bid participant applications:

5:00 P.M. October 3, 2025

(3) Date of bid opening:

10:30 P.M. October 6, 2025

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Management Division,

Department of Administration,

Niigata Prefectural Tokamachi Hospital

*address:

32-9 Minami 3-chome, Takada-cho, Tokamachi-City, Niigata

〒948-0065

JAPAN

TEL 025-757-5566